

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年6月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和2年9月6日 13時35分ごろ
発生場所	青森県平内町茂浦漁港南南西方沖 茂浦港西防波堤灯台から真方位206° 875m付近 （概位 北緯40° 56.2′ 東経140° 51.9′）
インシデントの概要	水上オートバイSea Treasureは、えい航していたトーイングチューブから落水した搭乗者の救助作業中、えい航索がインペラに絡まって主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年10月2日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ Sea Treasure、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	212-16618青森、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、搭乗者Aほか1人を乗せたトーイングチューブ（以下「本件浮体」という。）を長さ約20mのえい航索を使用し、えい航しながら南進していた。</p> <p>船長は、本件浮体が転覆して搭乗者2人が海上に投げ出されたので、本船を反転させて搭乗者2人の救助に向かった。</p> <p>本船は、船長が、本件浮体に接近させて搭乗者2人を本件浮体に乗せていたところ、えい航索を本船の海水取入口から吸い込み、同索がインペラに絡まって主機が停止した。</p> <p>船長は、本船が運航不能となったので、海上保安庁に本インシデントの発生を通報した後、海上保安庁の要請により来援した地元の漁船により、同乗者及び搭乗者2人と共に茂浦漁港に運ばれ、搭乗者Aが、救急車で病院に搬送され、低体温症等と診断された。</p>
分析	本船は、船長が、本件浮体から落水した搭乗者を救助しようと、本件浮体に接近させて救助作業を行っていた際、えい航索に接近したことから、同索を海水取入口から吸い込み、インペラに絡まって主機が停止したことにより発生したものと推定される。
原因	本インシデントは、船長が、本件浮体から落水した搭乗者を救助しようと、本件浮体に接近させて救助作業を行っていた際、本船が、えい航索に接近したため、同索を海水取入口から吸い込み、インペラに

	絡まって主機が停止したことにより発生したものと推定される。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・水上オートバイの船長は、えい航索に接近して作業を行う際、同索を吸い込むことがあるので、同索に接近し過ぎないように注意すること又はえい航索を一旦揚収してから作業を行うこと。</li><li>・水上オートバイの船長は、救助等の際、えい航索を海水取入口から吸い込まないように注意すること。</li></ul>